

医療法人地塩会 南国中央病院

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 運営規程

第1条 医療法人地塩会が開設する南国中央病院が実施する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(以下、通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条 (事業の目的)
要介護状態にある者又は、要支援者(以下「要支援・要介護者」という。)に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第3条 (運営の方針)

1. 南国中央病院が実施する通所リハビリテーションの従業者は、要支援・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図る。
2. 通所リハビリテーションは、利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行う。
3. 通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

第4条 (名称及び所在地)
通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人地塩会 南国中央病院
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- (2) 南国市後免町3丁目1-27

第5条 (従業者の職種、員数、及び職務内容)
通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1人以上(常勤)
医師は、通所リハビリテーション計画の策定に従業者と共同して作成するとともに、通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。
- (2) 専従する従事者
 - ① 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 3人以上
 - ② 看護師又は介護職 2人以上専従する従業者は、通所リハビリテーションを提供する。

第6条 (営業日及び営業時間)

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 祝日も営業
(年末年始は原則、12月30日～1月3日とするが必要性や相談に応じて営業をおこなう場合もあり。)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前8時45分～12時45分
午後1時00分～5時00分

第7条 (通所リハビリテーションの利用定員)

通所リハビリテーションの利用定員は、午前40人、午後40人とする。

第8条 (通所リハビリテーションの内容)

1. 実施する通所リハビリテーションは次の通りとする。
 - ① 通常規模の通所リハビリテーション
 - ② 居宅と通所リハビリテーション間の送迎
 - ③ 通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション
 - ④ 通所リハビリテーションにおける一般健康状態の確認
2. 通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能の回復のため、医師等の従業者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練を行う。
 - (1) 目的
 - ① ADLの低下防止
 - ② QOLの維持、向上
 - ③ 寝たきり防止
 - ④ 精神状態の改善
 - ⑤ その他、利用者の状態の把握
 - (2) 訓練等
 - ① 日常生活動作に関する訓練
 - ② 運動療法
 - ③ 物理療法
 - ④ 歩行訓練、基本動作訓練
 - ⑤ 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
 - ⑥ 自助具適用、使用訓練

第9条 (利用料その他の費用の額)

1. 通所リハビリテーションを提供した場合に利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。
2. オムツ代 実費
3. その他日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をして同意を得たものに限り徴収する。
4. 利用者の希望によって上記1～3の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

第10条 (通常の事業の実施地域)

南国市、高知市、香美市、香南市

第11条（衛生管理）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態の管理を行なうとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第12条（緊急時における対応方法）

1. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供を行なっているときに利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変な手当を行なうとともに、速やかに主治医へ連絡を行ない、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。また、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等へ連絡も行うものとする。
2. 利用者に対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供の際に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第13条（苦情処理）

1. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、提供した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問又は照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
3. 本事業所は、提供した指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

第14条（個人情報の保護）

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第15条（サービス利用に当たっての留意事項）

1. 医師・看護師により健康管理をします。
2. 敷地内禁煙の為、喫煙はご遠慮ください。
3. 送迎は係員の指示に従ってください。走行中は勝手に動かないで下さい。
4. 多額の現金や貴重品は持って来ないようにお願いします。やむを得ない場合は管理者または事務長にご相談ください。
5. 汚れ物は原則として持ち帰りますので自宅で洗濯をして下さい。着替えをお持ち下さい。

第16条（非常災害対策）

消防法施行規則第13条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は中越啓高、火元管理者は、通所リハビリテーション 管理者とする。
- (2) 始業時、終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(地震)……………年3回以上
 - ② 風水害の基本訓練……………年1回以上
 - ③ 利用者を含めた総合訓練……………年1回以上
 - ④ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第17条（虐待の防止のための措置に関する事項）

1. 利用者の人権の擁護、虐待防止等の為、委員会を定期的に開催する。従業員に周知徹底を図る為の研修会の機会を設け業務体制を整備する。また、担当者を決める。
 - ・虐待防止委員会……………3ヶ月に1回以上
 - ・虐待防止担当者……………通所リハビリテーション 管理者
 - ・虐待防止の研修会……………年1回
2. 虐待防止のための指針として以下の事を禁止とする。
 - (1) 身体的虐待: 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
 - (2) 介護・世話の放棄・放任: 高齢者を衰弱させるような長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - (3) 心理的虐待: 高齢者に対する著しい暴力又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - (4) 性的虐待: 高齢者にわいせつな行為をする事、又は高齢者にわいせつな行為をさせること
 - (5) 経済的虐待: 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
3. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第18条（ハラスメント対策の強化に関する事項）

1. 利用者または家族、通所リハビリテーションの職員に対してのハラスメントがあつてはならない為、防止を図る。ハラスメントに該当する具体例を以下に記載
 - ・暴力又は乱暴な言動・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・自宅の住所や電話番号を何度も聞く・ストーカー行為等
2. ハラスメント事例発生後には、被害者・加害者・第三者より話を聞き、記録に残すようにします。
3. ハラスメント事例発生後には職員全体に周知するとともに対策に努めます。
4. ハラスメントの相談窓口として以下に示す。
 - ・ハラスメント担当者: 通所リハビリテーション 管理者

※相談をしづらい場合は、話しやすい職員またはケアマネージャー
5. 職員にハラスメントに関する研修会を実施し、ハラスメントへの意識喚起を行う。
6. 利用者又は家族から職員へのハラスメントが生じた際には、契約解除することを明確に説明する。

第19条（認知症対応力の強化に関する事項）

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の利用者の尊厳の保証を実現していく観点から、介護に係る全ての者の認知症対応力を向上させていく為、事業所職員に対し認知症介護基礎研修を行うものとする。

第20条（感染症対策の強化に関する事項）

感染症の発生及びびまん延等に関する取り組みの徹底をはかる観点から、感染症にかかわるマニュアルを参照し、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

1. 委員会

開催頻度:1 回/月

2. 指針

感染症対策として当事業所では以下のことを実施する。

- ・送迎時のマスクの着用・体温の確認
- ・送迎車の感染対策(窓を開ける、利用後の清掃)
- ・各机にパーテーションの設置
- ・消毒の徹底(手指・各機器・ベッド等)
- ・事業所内でのマスク着用の徹底
- ・エレベーター内での人数制限(最大5名)

3. 研修会・訓練

開催頻度:1 回/年以上

第21条（業務継続計画策定に関する事項）

- 1.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2.事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、第16条・第20条のとおり研修及び訓練を定期的の実施する。
- 3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなう。

第22条（身体拘束に関する事項）

- 1.事業所は、利用者の姓名又は身体を保護するため緊急またはやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないものとする。
- 2.身体的拘束を行なう場合は、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録する。

第23条（その他運営に関する留意事項）

1. 従業者の質的向上を図るための研修(認知症、介助方法等)の機会を設け業務態勢を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人地塩会 南国中央病院が定めるものとする。

(付則) この規程は、平成12年5月1日から施行する。

(付則) 平成15年3月1日改定。

(付則) 平成15年10月1日改定。

(付則) 平成16年4月1日改定。

(付則) 平成17年10月1日改定。

(付則) 平成24年4月1日改定。

(付則) 平成25年1月1日改定。

(付則) 平成26年2月15日改定。

(付則) 平成27年4月1日改定。

(付則) 平成29年4月1日改定。

(付則) 平成30年1月1日改定。

(付則) 平成30年4月1日改定。

(付則) 令和2年4月1日改定。

(付則) 令和3年4月1日改定

(付則) 令和6年6月1日改定